

諸外国の動向について

資料目次

I 信書便事業に関する諸外国の制度

諸外国との制度比較	1
（参考1）諸外国における自由化のスケジュール	2
（参考2）郵便分野の規律対象を画定する用語の各国比較	3

II 諸外国における個人情報保護の現状

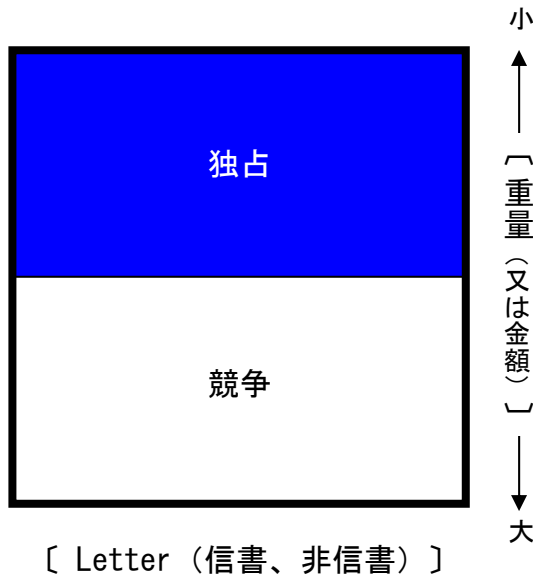
1. EUデータ保護指令について	4
2. イギリスの動向	5
3. ドイツの動向	7
4. 米国の動向	11
（参考）個人情報保護法制に関する諸外国との制度比較	14

I 信書便事業に関する諸外国の制度 - 諸外国との制度比較 -

1. EU

・一定の「重量」及び「金額」以上を開放

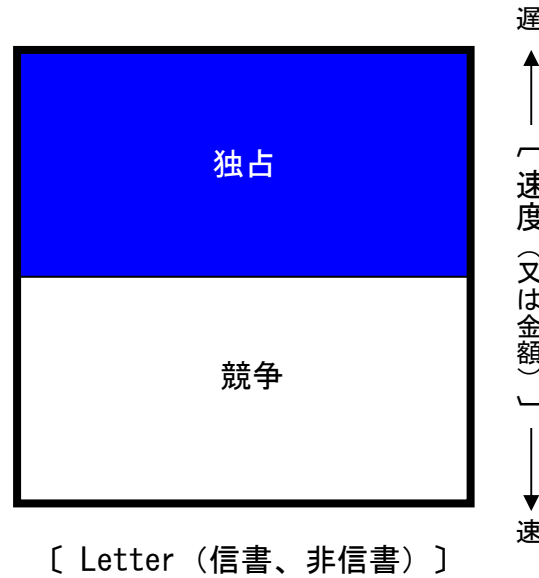
※段階的に開放分野を拡大してきており、2009年に全面開放することを検討中



2. 米国

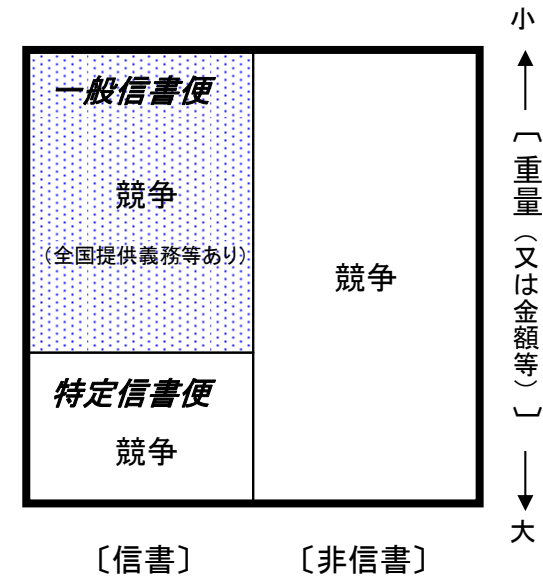
・「速度」基準による開放(「金額」によるみなし規定もあり)

※各家庭等に設置されている郵便受箱は郵便事業者の独占(チラシ等の投函不可)



3. 日本

・全国でのサービス提供等を義務付け(一般信書便)



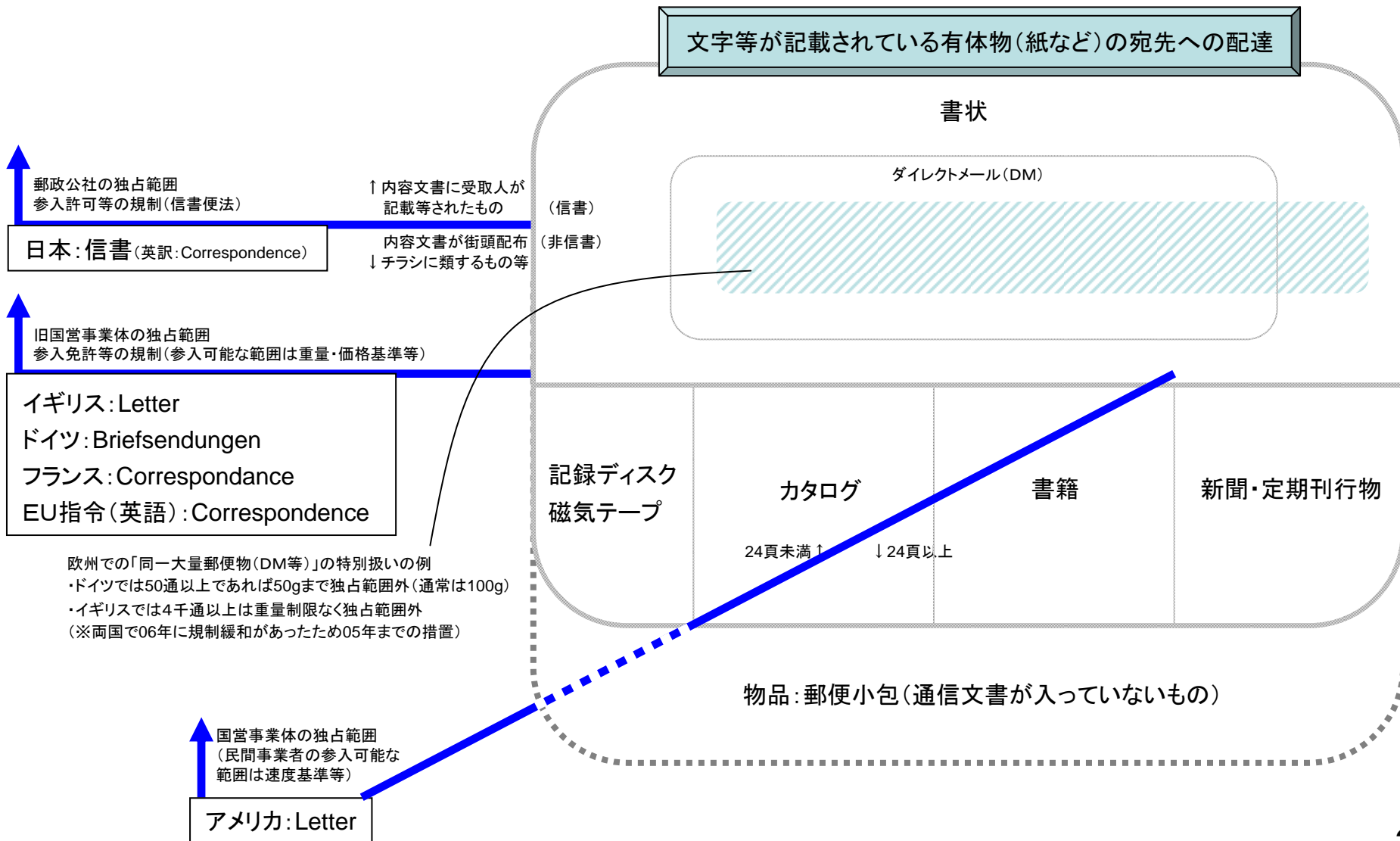
注:「独占」=法制度上の独占範囲であり新規参入が不可能な分野、「競争」=法制度上は新規参入可能であり(旧)独占事業者との競争分野、としての制度設計上の区分

(参考1) 諸外国における自由化のスケジュール

	EU指令	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
1970年					(1979年) きわめて緊急性の高い書状等
1980年		(1981年)公社化 (1981年) 料金1ポンド以上	(1985年) 急送便(高速度、保証付 及び追跡可能等が条件)	(1989年) 基本書状料金の10倍 以上	↓
1990年		↓	(1991年)公社化 ↓	↓ (1995年)株式会社化 (1996年) 重量1,000g超又は基本 書状料金の10倍以上 (1997年) 重量1,000g超又は料金 10マルク以上	↓
1998年	(1998年) 重量350g以上又は基本 書状料金の5倍以上	(1999年) 重量350g以上又は料 金1ポンド以上	(1999年) 重量350g以上又は基本 書状料金の5倍以上	(1998年) 重量200g以上又は基本 書状料金の5倍超	
2000年	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上 ↓ (2009年) 独占範囲の撤廃(検討中)	(2001年)株式会社化 (2003年) 重量100g以上又は料 金の80ペンス以上 ↓ (2006年) 独占範囲の撤廃	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上	↓ (2003年) 重量100g以上又は基本 書状料金の3倍以上 ↓ (2006年) 重量50g以上又は基本 書状料金の2.5倍以上 ↓ (2008年) 独占範囲の撤廃(予定)	↓ (2006年 改正法成立) 重量12 ½オンス以上又は 基本料金の6倍以上
2010年					

(参考2) 郵便分野の規律対象を画定する用語の各国比較 (イメージ)

※例えば、「『重さ』基準」や「『速さ』基準」という場合に、「『何の』重さか?」「『何の』速さか?」という「何の」に該当する概念となる法令用語(例:英米であれば"Letter")



II 諸外国における個人情報保護の現状

1. EUデータ保護指令について

1. 経緯

- 1995年（平成7年）10月、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」（95/46/EC）が採択。
- 同指令では、加盟国に対して少なくとも3年以内に同指令を遵守するために必要な制度整備を要請（第32条）。

2. 主な規定

(1) 目的 個人データの処理に対するプライバシー権の保護及びその自由な流通の確保（第1条）

(2) 適用範囲

- 自動処理及びマニュアル処理された「個人データ」の処理に適用（第3条）
※個人データ：特定された又は特定され得る自然人（データの対象者）に関する全ての情報
- センシティブ情報の処理を原則禁止（第8条）

(3) データ処理の適法性に関する準則 ○ E C D ガイドラインで示された8原則を踏まえた準則を規定。

- ・ データ内容に関する原則：目的の明確化、データ内容の正当性の確保等（第6条）
- ・ データ処理の正当性の基準：収集・利用の制限（第7条）
- ・ データ主体に提供されなければならない情報（第10条、第11条）
- ・ アクセス権、データ主体の拒否権（第12条～第15条） ・ 取扱いの秘密保持及び安全（第16条、第17条） 等

(4) 第三国に対する個人データの移動

- 個人データの保護に関して十分なレベルの措置を講じていない国への個人データの移転を禁じる旨の規定を国内法に定めるよう要請（第25条）。ただし、適切な処理がなされる保証が契約条文により設定される場合等につき例外あり。

(5) 監督機関

- 独立した公的な監督機関が個人情報保護に関する規定の適用を監視する責任を負うことを定めるよう要請。

2. イギリスの動向

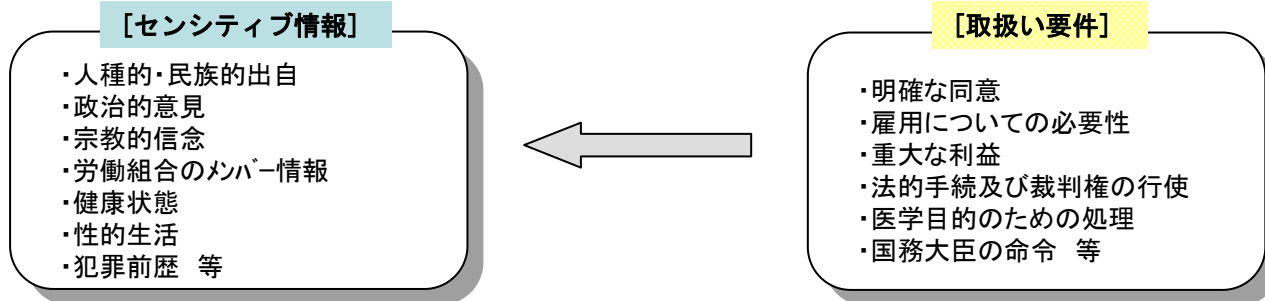
1. 個人情報保護に関する法制度の概要

1998年データ保護法

- 個人情報の保護に関する基本法として「1998年データ保護法」を制定。同法は、公的部門及び民間部門の双方に適用。

[データ保護の原則] ①公正かつ適法な取扱い ②限定された目的のための取扱い ③目的適合性
④正確性・最新性の保持 ⑤必要期間限定性 ⑥データ主体の権利適合的取扱い
⑦安全性確保 ⑧十分な保護のない第3国への移転制限

- 同法では、個人情報の中でも特に取扱いに注意を要する情報としてセンシティブ情報を列挙。



- 従来の「データ保護登録局」を改組して「情報コミッショナー」を設置。

情報コミッショナー

- 情報コミッショナーは女王によって任命。事務局職員245人のうち約70人が個人情報保護担当（2005～2006年度）。
- 情報コミッショナーの主な権限：
 - ①情報の適切な取扱いの推進
 - ②データ保護に関する啓発
 - ③データ管理者の行動規範の作成
 - ④情報の届出の管理
 - ⑤法令遵守の調査
 - ⑥法令違反に対する通知の発出
 - ⑦犯罪の起訴
 - ⑧議会への報告
- 個人情報の取扱いに関しては、原則として「情報コミッショナー」への通知が必要（同法第17条）。
 - ・ データ管理者の氏名、処理するデータの内容、処理目的等の通知が必要。
 - ・ 違反した場合にはコミッショナーによる調査が実施され、裁判所への提訴も可能。罰金刑あり。

2. 書状(Letter)の送達サービスに適用される法令等

(1) 主な法令

- ✚ イギリスの郵便関連法令では、郵便物の開封は禁止されているが（郵便法第83条）、書状の送達事業における個人情報の取り扱いに関する特別の規定は存在せず、一般法である「1998年 データ保護法」が適用されている。
- ✚ ただし、犯罪捜査への協力を担保するため、事業参入の免許申請書に同法に基づく登録証の写しを添付することが求められている。

(参考) 事業参入のための免許申請書

制定	2001年3月26日 郵便サービス委員会にて施行。2006年1月改定。
適用対象	免許申請者（※免許取得のための条件）
適用内容	11. 1998年データ保護法に基づく登録証の写しを添付。 （ただし、本要件は、犯罪捜査協力を得ることを担保することが目的であり、提供が想定されている個人情報は主に従業員に関する情報である。）

(2) 業界団体の動向

イギリスにおける書状等の送達に関する代表的な業界団体は以下のとおり。両団体とも、個人情報保護についての独自のガイドライン等は設けておらず、「1998年データ保護法」等の関係法令に従うとの立場をとっている。

- ① 国際急送事業者協会 (Association of Information Courier and Express Services)
物流事業者及び宅配事業者が中心。
- ② 郵便市場開放フォーラム (Mail Competition Forum)
郵便事業体であるロイヤルメールを除く民間事業者から構成。市場開放政策に関する協議組織。

3. ドイツの動向

1. 個人情報保護に関する法制度の概要

連邦データ保護法

- 個人情報の保護に関する基本法として「連邦データ保護法」を制定（1977年制定、1990年、2001年改正（中小事業者の負担軽減の観点から2006年にも一部改正））。同法は、公的部門（連邦政府機関及び連邦法を執行する州政府機関）、民間部門の双方に適用。
- 連邦法のほか、各州においても個人情報保護に関する法制度が整備。

[データ保護に関する主な規定]

- ・ データ回避及びデータ節約の原則（第3a条）
（データ処理システムの構築に当たり、個人データの収集、処理、利用は必要最小限とする。また、可能な限りの匿名化と仮名化を要請）
- ・ 個人データの収集、処理、利用は、法令による場合又は本人が同意した場合に限り許される（第4条）
- ・ 個人データの第三国提供の諸要件（第4b条）
- ・ 個人データの取扱いに関する監督機関（連邦データ保護監察官等）への届出義務（第4d条、第4e条）
（ただし、適用対象機関が同法が定めるデータ保護担当者を任命した場合は届出義務を免除）
- ・ 個人データに関する秘密保持義務（第5条）
- ・ 本人の開示、訂正、消去又は封鎖を求める権利（第6条）
- ・ 技術的及び組織的措置の実施（第9条）
- ・ 委託による個人データの収集、処理、利用の取扱い（第11条）
- ・ センシティブ情報の取扱いに関する同意の内容と手続きに係る詳細な規定（第13条、第28条） 等

連邦データ保護監察官

- 連邦議会の選挙によって選出。選出された者は連邦大統領によって任命。任期は5年。
- 連邦の公的機関、郵便、情報通信分野及び鉄道の民間事業者は、個人データのコンピュータ処理について、その開始前に連邦データ保護監察官への届出が必要。

2. 書状(Briefsendungen)の送達サービスに適用される法令等

(1) 主な法令

- ✚ ドイツポストと民間事業者は、個人情報の取扱いにつき、連邦データ保護法、州データ保護法といった一般法その他、郵便法、郵便サービス個人情報保護政令等の関連規定の適用を受ける。
- ✚ 郵便法では、郵便の秘密に係る規定のほか、事業者が遵守すべきデータ保護の規定が設けられている（同法第41条）。併せて、郵便サービス個人情報保護政令では、住所データの取扱いに関する規定が設けられている（同令第7条）。
- ✚ また、連邦ネットワーク庁の通達に基づき、事業者に対し、免許交付時に「郵便の秘密及び個人情報保護に関する説明書」及び「郵便の秘密及び個人情報保護守秘宣誓書」を交付。

(2) 業界団体の動向

ドイツの代表的な業界団体においては、個人情報保護についての独自のガイドラインは設けておらず、連邦データ保護法、郵便法、郵便サービス個人情報保護政令等の関係法令に従うとの立場をとっている。

- ① **クーリエ・エクスプレス・ポストサービス全国連合会** (Bundesverband der kurierExpress-Post-Sienste)
書状やクーリエの配達を行う民間事業者の業界団体。
- ② **ドイツ郵便サービス事業者連合会** (Bundesverband Deutscher Postdienstleister e.V.)
ドイツポスト及び書状の配達を行う民間事業者の業界団体。

(参考)

○ 郵便法

制定	1997年12月連邦議会にて制定。2003年11月改正。
適用対象	免許事業者、これらの者の下請け業者
主な内容	第41条 データ保護 <ul style="list-style-type: none">・ 第1項：郵便に係る個人情報の収集、処理、利用は、目的に適った方法で必要最小限に限定し、最長データ保存期間を確定しなければならない。・ 第2項：契約内容の変更など郵便事業の遂行に必要なが生じた場合には、個人情報を収集、処理、利用してもよい。・ 第3項：第2項により収集したデータは、利用者の同意がある場合には、事業者自身の目的（マーケティング、市場調査等）に使用できる。・ 第4項：事業者は、利用者の同意があった場合に限り、個人情報を処理及び利用できる。その場合、その処理及び利用の範囲、期間を利用者に明確に説明しなければならない。また、利用者がいったん同意した場合であっても、それを取り消す機会を与えなければならない。
罰則等	連邦データ保護法（第43条、第44条）、刑法（第202a条、第303a条）による罰金または3年以内の自由刑

○ 郵便サービス個人情報保護政令

制定	2002年7月連邦政府にて制定
適用対象	免許事業者、これらの者の下請け業者
適用範囲	郵便サービス利用者の個人情報の保護、郵便の守秘義務に該当する法人情報
主な内容	第7条 住所データ <ul style="list-style-type: none">・ 第1項：住所データは直接本人からのみ収集し、郵便物の転送目的にのみ処理及び利用する。住所データは、転送開始日から2年以内に消去しなくてはならない。転送依頼を受けた事業者は、本人が差し止めの意思表示がない場合には新しいデータを他の事業者等に提供できる。・ 第2項：私書箱を提供している事業者は、配達目的で、私書箱の変更データを収集、処理及び利用してもよい。利用者の差し止めの意思表示がない場合に、別の事業者等から問合せがあれば、変更データを通知できる。利用者は差止請求を書面で提出しなければならない。・ 第3項：利用者はいつでも住所データの譲渡をしないよう請求できる。・ 第4項：事業者は、正確な配達を保証するために、ある郵便物受取人に配達する際に特に注意が必要な事情に関する情報を収集、処理および利用することができる。これらデータを第三者に譲渡する場合には、利用者及び郵便物受取人に譲渡するデータの内容を知らせたうえで同意を得る必要がある。・ 第5項：郵便事業者は、第三者の求めに応じて、郵便物集配目的で、郵便物あて先の正否について答えることができる。あて先の記述間違いおよびその他類似の明らかな間違いは修正してもよい。
罰則等	連邦データ保護法（第43条、第44条）、刑法（第202a条、第303a条）による罰金または3年以内の自由刑

○ 連邦ネットワーク庁 通達2006年17号

制定	2006年1月連邦ネットワーク庁にて制定
適用対象	免許事業者、これらの者の下請け業者
主な内容	<p>付録2 6 情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許取得者は個人情報保護に関し、連邦データ保護法、郵便法第41条及び2002年7月2日制定の郵便サービス個人情報保護政令の定めに従う。 ・免許取得者に対し、「郵便の秘密及び個人情報保護に関する説明書」及び「郵便の秘密及び個人情報保護守秘宣誓書」の交付を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ※同説明書は、郵便サービス事業者にとって重要な個人情報保護に関することがらを簡潔に説明したものであり、主として、郵便法第39条と郵便法41条を引用。宣誓書とともに免許取得者に配布。 ※免許取得者はこの説明書に基づいて、従業員及び委託業者に対して個人情報守秘義務について徹底周知し、説明を受けた従業員及び委託業者は宣誓書に署名した上で免許取得者に提出。
罰則等	特に規定なし

4. 米国の動向

1. 個人情報保護に関する法制度の概要

公的部門に対する規律

- 個人情報の保護に関する基本法として、「1974年プライバシー法」を制定。連邦政府機関が保有する個人情報について、データ保護原則の遵守等を義務付けている。

[データ保護の原則] ①第三者提供の制限の原則、②データ・アクセス権に関する原則、③訂正に関する原則、④目的制限の原則、⑤直接収集の原則、⑥事前通知の原則、⑦正確性・合目的性・現在性・完全性の原則、⑧センシティブ情報保有の禁止の原則、⑨安全管理措置の原則

- 併せて、「情報自由法（1966年）」では連邦政府の開示義務について、「電子政府法（2000年）」では電子政府サービスを通じて収集した個人情報の保護に関する規律を設けている。
- また、プライバシー法施行後、行政管理予算局（OMB）が連邦政府機関における個人情報の取扱いに関する各種ガイドラインを策定。

民間部門に対する規律

- 民間部門は原則として自主規制によるものの、機密性が高い情報を取り扱う分野については個別法等を制定。

[個別法の例]

- ・ 全業界に適用：子どもの個人情報の収集に関する規律を定める「児童オンラインプライバシー法（1998年）」
- ・ 特定分野のみに適用：金融サービス近代化法（1999年）、電子通信プライバシー保護法（1986年）、電話利用者保護法（1991年）等

- また、連邦法とは別に、州法レベルでも個人情報保護のための法整備が進められている。

[州法の例]

- ・ カリフォルニア州法「Online Privacy Protection Act of 2003」は代表的な州法。民間企業に対し、プライバシーポリシーをインターネット上に掲載すること等を義務付けている。

- これらの法令に加え、連邦取引委員会（FTC）が、民間部門向けの原則を策定するとともに、オンラインプライバシーに関する自主規制がどの程度効果的に機能しているかをレポートするなどの取組を実施。

2. 書状(Letter)の送達サービスに関する法令等

(1) 米国郵便庁(USPS)

- ✚ 米国郵便庁 (USPS) に対しては、プライバシー法などの一般法の外、「郵便事業組織改正法 (Postal Reorganization Act of 1970)」により、顧客の住所録等の秘匿性が規定されている。
- ✚ また、「連邦行政規則集第39編 郵便事業」において、郵便事業における情報開示に関する遵守事項が定められている。

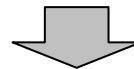
○ 合衆国郵便事業組織改正法 (Postal Reorganization Act of 1970)

名称	合衆国郵便事業組織改正法
制定	1970年8月12日 米連邦議会にて制定
適用対象	米国郵便庁 (USPS)
適用内容	<第412条> 商務長官の許可がある場合または他の法令で認められている場合を除き、郵便事業者の職員、被雇用者は、目的如何によらず、また現在のもの、過去のものを問わず、顧客等の住所録、その他の氏名や住所のリストを公表してはならない。
罰則等	特に規定はなし

○ 連邦行政規則集第39編 郵便事業

名称	連邦行政規則集第39編 郵便事業 第1章- 米国郵便庁 (265~268) (※)
制定	1975年2月19日 米連邦議会にて制定
適用対象	米国郵便庁 (USPS)
適用内容	郵便事業者の方針として、公共の利益に最大限即すべく、 <u>公式記録を一般に開示しなくてはならない。</u> <u>同方針では、法令にて規定される特定の例外事項の条件下、全面的な開示が求められる。</u>
罰則等	特に規定はなし

※ Freedom of Information Act (情報自由法) で規定されている連邦政府各組織における情報開示の義務に関し、郵便事業における対応の必要性を具体的に示した規制。



- ✚ これらの法令に加え、USPS においては、本来、民間企業が対象となっている「児童オンラインプライバシー法」、「金融サービス近代化法」、連邦取引委員会 (FTC) の原則等も自主的に遵守。

(2) 民間事業者

- ✚ 書状の送達を行っている民間事業者については、連邦取引委員会（FTC）の原則や民間部門向けの州法等を遵守。
- ✚ フェデックスやUPSなどの大手民間事業者はプライバシーポリシーを策定し、ホームページ上で公表。
- ✚ また、一部の関連業界団体においては、プライバシー保護に関するガイドラインを作成。

① 個別企業のプライバシーポリシーの例

○ UPS

取得情報	・サービスの利用者から取得する情報： 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、 クレジットカード番号
利用目的	・サービスの円滑な提供、改善 ・営業活動やマーケティング活動のため ・料金回収のため 等
情報管理	・不正アクセス防止等の安全管理措置を実施 ・保管期間終了後は廃棄
第三者 への提供	・原則として第三者への提供は行わない （法令による求め、収集した情報の分析を委託する 場合等を除く）
その他	・ウェブサイトの利用に際しての個人情報の取扱い（IPアド レスの取得、クッキーの活用等）について明記。

○ フェデックス

取得情報	・ホームページの閲覧者から取得する情報： 閲覧日時、閲覧経路、IPアドレス、ブラウザ の種類 ・ホームページ上の特定のサービスの利用者か ら取得する情報： 氏名、住所、電子メールアドレス、支払に関 する情報、ビジネスに関する情報等
利用目的	・ホームページの利用度向上のため ・営業活動やマーケティング活動のため 等
第三者 への提供	・原則として第三者への提供は行わない （法令による求め、収集した情報の分析を委 託する場合等を除く）
その他	・クッキーの活用等について明記。

② 業界団体の動向

○ 急送配達事業者協会（Messenger Courier Association）

1987年設立の急送業界団体。加盟各社とも連邦取引委員会の勧告並びに州法等を遵守しているが、業界団体としての統一的な規準は設けていない。

○ ダイレクトマーケティング協会（Direct Marketing Association）

1917年設立の業界団体。米国のみならず47ヶ国の4,800社が加盟。プライバシー保護に関する各種ガイドラインを作成している。

(参考) 個人情報保護法制に関する諸外国との制度比較

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	米国
基本法制	1998年データ保護法 (1998年7月成立。2000年3月完全施行) ※EU指令を受け全面改正 (1984年制定の旧法は廃止)	連邦データ保護法 (1977年11月成立。1978年1月施行) ※1990年12月、2001年5月改正。 2006年一部改正。	情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号 ※EU指令を受けて2004年8月改正。	個人データ保護法 (2000年7月成立。2001年9月施行) ※EU指令を受けて改正 (1988年制定の旧法は廃止)	1974年プライバシー法 (1974年12月制定。1975年9月施行) ※1988年10月改正
対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的部門、民間部門の両方が対象。 ・ 原則、あらゆるデータに関するデータ管理者 (data controller) に適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦の公的機関 ・ 州の公的機関 (データ保護が州法によって規律されていない場合等) ・ 民間部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的部門、民間部門の両方が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的部門、民間部門の両方が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦政府機関のみが対象。 ・ 民間部門は自主規定が原則。特定の分野については個別法で対応。
対象となるデータの範囲	個人データ <ul style="list-style-type: none"> ー 自動処理データ ー 自動処理を目的として記録されたデータ ー ファイリングシステムの一部として又は一部とすることを目的として記録されたデータ ※一定のマニュアルデータは対象外。	個人データ <ul style="list-style-type: none"> ー 特定の又は特定され得る自然人の人的又は物的状況に関する個別の記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> ー 自動処理される個人情報 ー 情報ファイルに記載されているか、記載を予定されている非自動処理される個人情報 	個人データ <ul style="list-style-type: none"> ー 特定のあるいは特定され得る自然人に関するすべての情報。 	連邦政府機関の保有する個人情報
主な内容 (データ保護原則等)	<ol style="list-style-type: none"> ① 公正かつ適法な取扱い ② 限定された目的のための取扱い ③ 目的適合性 ④ 正確性・最新性 ⑤ 必要期間限定性 ⑥ データ主体の権利適合的取扱い ⑦ 安全性確保 ⑧ 十分な保護のない第三国への移転制限 	<ol style="list-style-type: none"> ① データ回避及びデータ検約の原則 ② データの収集、処理及び利用の許可要件 ③ 第三国への提供要件 ④ 監督機関への届出 ⑤ データの秘密保持 ⑥ 本人のアクセス権 ⑦ 安全管理措置 ⑧ センシティブ情報に関する厳格な取扱い 等	<ol style="list-style-type: none"> ① 公正かつ適法な取扱い ② 限定された目的のための取扱い ③ 目的適合性 ④ 正確性・最新性 ⑤ 必要期間限定性 ⑥ 安全保護管理義務 ⑦ 本人アクセス権 ⑧ 十分な保護のない第三国への移転制限 等	<ol style="list-style-type: none"> ① 法の趣旨により収集 ② 適切かつ慎重に処理 ③ 正確性、妥当に収集 ④ 利用目的の範囲内で収集、保持 ⑤ 本人の明白な同意、本人への通知 ⑥ センシティブ情報の処理の禁止 ⑦ 安全管理措置 等	<ol style="list-style-type: none"> ① 第三者提供制限原則 ② データ・アクセス権に関する原則 ③ 訂正に関する原則 ④ 目的制限の原則 ⑤ 直接収集の原則 ⑥ 事前通知の原則 ⑦ 正確性・合目的性・現存性・完全性の原則 ⑧ センシティブ情報保有禁止の原則 ⑨ 安全管理措置の原則
主な適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全保障の目的 ・ 犯罪防止等の目的 ・ 国務大臣の命令 ・ 報道等の目的 ・ データ主体の教育等の目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等 ・ ※報道、学術に特別の規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等 ・ ※報道、学術に特別の規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道等に係る情報 ・ 警察の職務遂行に関する情報 ・ 地方のデータベースで管理されている情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央情報局保有情報 ・ 犯罪捜査情報 ・ 国防外交上の機密情報 ・ 連邦職員の人事評価 ・ 統計記録

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	米国
監督機関	<ul style="list-style-type: none"> 情報コミッショナー 個人情報の取扱いを情報コミッショナーに通知 (notification) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦の公的機関： 連邦データ保護監察官 州の公的機関： 州のデータ保護監察官 民間部門： 州のデータ保護監察官、内務省下の監督官庁 	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理及び自由に関する国家委員会 個人情報の取扱いに関し、原則として同委員会に対する事前の届出又は許可が必要 	データ保護委員会	法令ごとに異なるが、連邦政府に関するプライバシー法は連邦取引委員会 (FTC) が中心に監督
通信(信書)の秘密等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <憲法> ・明文なし <郵便法> ・郵便事業に關与する者は職務に反し、また合理的な理由なく、意図的に郵便物を開封してはならない (第83条) ・(何人も) 合法的な理由なく、意図的に郵便物を開封してはならない (第84条) <p>※ともに罰則規定あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <憲法> ・信書の秘密並びに郵便及び電気通信の秘密は不可侵 (ドイツ基本法第10条) <郵便法> ・一定の自然人又は法人の郵便往来の詳しい事情並びに郵便物の内容は、郵便の秘密に該当 (第39条第1項) ・営業目的で郵便サービスを実施し、またはそれに関与する者は、郵便の秘密の保護の義務を負う。この守秘義務は、業務の終了後も存する (同条第2項) <p>※郵便事業に従事する者に対する罰則規定あり (刑法第354条(1))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <憲法> ・明文なし。ただし、人権宣言第11条によって保障と解釈。 <郵便電気通信法典> ・すべての郵便サービスの提供は、信書の秘密とその内容の完全性を保障 (L. 3-2条) <p>※一般人及び公共サービスとしての郵便事業に携わる者が書状を開封した場合等について罰則規定あり (刑法第226-15条、第432-9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <郵便法> ・配達することが出来ず、また差出人に還付することも出来ない郵便物は、裁判所の命令がある場合に限り、かつ差出人または受取人に関する情報を確認する目的に限り、郵便物を開封することができる (第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> <憲法> ・明文なし。ただし、不合理な搜索・押収を禁じる合衆国憲法修正第4条等により保障と解釈。 <合衆国法典第39編第3623条> ・国内で差し出された封書は、捜査令状による場合、もしくはUSPSの職員が配達先を探す場合又は名宛人の許可を得た場合を除いて、開封することはできない
書状の送達における個人情報の取扱いに関する規定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 ・ただし、データ保護法に基づく登録書の写しを免許申請書に添付することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便法第41条：データ保護 ・郵便個人サービス情報保護政令 (2002年7月制定) 第7条：住所データの取扱い ・連邦ネットワーク庁通達 (2006年17号) 付録2 6情報保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便電気通信法典ラ・ポスト又は免許保持者は保管者となり得る個人情報の保護及びサービス利用者の私生活上の保護を保障 (L. 3-2条) 	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・合衆国郵便事業組織改正法第412条 顧客等の住所録、その他の氏名や住所のリストの公表は不可。 ・連邦行政規則集第39編 郵便事業 第1章二 USPS (265~268) : 法令による例外事項を除き、公式記録を一般に開示しなくてはならない。
主な業界団体等の動向	<ul style="list-style-type: none"> 独自のガイドラインなし <関連団体> ・国際急送事業者協会 ・郵便市場開放フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> 独自のガイドラインなし <関連団体> ・クーリエエクスプレスポストサービス全国連合会 ・ドイツ郵便サービス事業者連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス運輸物流事業者連盟にて検討中。 	独自のガイドラインなし。業界団体もない模様。	<ul style="list-style-type: none"> 独自のガイドラインなし <関連団体> ・急送配達事業者協会 ・ダイレクトマーケティング協会